

天塩町次世代育成支援行動計画（後期）

（平成22年4月～平成27年3月）



平成22年3月

天 塩 町

第1章 策定にあたって

1. 目 的
2. 位 置 づ け
3. 期 間
4. 対 象
5. 策 定 体 制
 - (1) 天塩町次世代育成支援行動計画策定委員会
 - (2) 健康てしお21推進委員会
 - (3) 天塩町役場内推進委員会

第2章 天塩町の人口推移

1. 人口の推移
2. 世帯の推移
3. 平均世帯人員の推移
4. 年 齢 構 成
 - (1) 年 少 人 口
 - (2) 生 産 年 齢 人 口
 - (3) 高 齢 者 人 口
5. 人口の将来動向
6. 子どもの将来人口

第3章 実態調査による家庭等の動向及び現状と課題

1. 次代の親の育成
2. 子どもの権利意識の醸成
3. 子どもが健やかに育つための教育環境づくり
4. 地域における子育て
5. 職業生活と家庭生活との両立
6. 配慮が必要な家庭への支援
7. 母親の育児負担の軽減
8. 母子の健康の確保
9. 多様な保育サービスの提供

第4章 計画の基本理念

1. 基 本 理 念
2. 基 本 視 点
 - (1) すくすく育つ・育てる思いやりのある環境づくり
 - (2) いきいき育つ・心豊かなコミュニティづくり
 - (3) のびのび育つ・育てる安らぎのある家庭づくり

3. 基本目標

- (1) 子どもや子育てに関する意識啓発
- (2) 家庭における子育て支援
- (3) 子育てと仕事の両立支援
- (4) 子どもと子育てに配慮したまちづくり
- (5) 子どもが健やかに育つことのできる環境の整備

第5章 理念実現に向けての計画内容

1. 「子どもや子育てに関する意識啓発」に向けて
 - (1) 次代の親の育成
 - (2) 「家庭の日」の普及
 - (3) 「子どもの権利条約」の普及
 - (4) 児童虐待の防止
 - (5) 町民等への広報・啓発
2. 「家庭における子育て支援」に向けて
 - (1) 子育て支援センターの機能
 - (2) 各相談機関の連携
 - (3) 子育ての情報提供
 - (4) 親子の健康の確保
 - (5) 援助の必要な家庭への支援
 - (6) 親の休日の確保
3. 「子育てと仕事の両立支援」に向けて
 - (1) 雇用環境の整備
 - (2) 保育内容の充実
 - (3) 放課後児童保育事業の充実
4. 「子どもが健やかに育つことのできる環境づくり」に向けて
 - (1) 公共施設の活用
 - (2) 自然とのふれあい
 - (3) 子ども会の活性化
 - (4) 育児サークルの育成
 - (5) 子育てボランティアや団体の育成、支援

第6章 目標事業量の設定

1. 目標事業量の設定にあたって
2. 児童の人口推計
3. 目標事業量一覧表

第1章 策定にあたって

1. 目的

平成20年2月、「日本の将来推計人口（全国推計、出生中位、死亡中位推計）」が公表されています。我が国の年少人口（15歳未満）は、平成17年度を100とすると平成47年には60まで下がると予測されています。天塩町においても少子化・高齢化も進行していくことから、将来にわたって人口を維持するために安心して子どもを生み育てることができ、子どもが健やかに成長できる環境づくりが求められています。

国においては、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を策定し、子育て支援社会を構築していく方向が打ち出されています。また、北海道においても「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」（平成17年度から平成26年度までの10ヵ年計画）を策定し、中長期的な展望に立って本道の今後の子育て支援計画を総合的、計画的に推進するための基本的な方向や施策を明らかにしてきました。

一方、天塩町においては、「天塩町エンゼルプラン（天塩町児童健全育成計画・平成13年度～平成20年度）」を策定し、また次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会形成に資するための天塩町健康づくり計画「健康てしお21」と一体となって「天塩町次世代育成支援行動計画（前期計画・平成17年度～平成21年度）」を策定しました。

少子化の進行は、高齢化に拍車をかけ、生産年齢人口の減少、社会保障負担の増加など、地域社会に深刻な影響を与えることから、計画の前期期間の終了にあたり、社会環境及び経済情勢の変化、施策の進捗状況の把握を踏まえ、新たな施策の充実を図るため、「天塩町次世代育成支援行動計画（後期計画・平成22年度から平成26年度まで）」を策定します。

2. 位置づけ

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく「市町村行動計画」とし、本町が平成17年3月に策定した「天塩町次世代育成支援行動計画」及び平成13年3月策定した本町の独自プランである「天塩町エンゼルプラン」の基本理念を踏襲し、引き続き本町の特性を生かし、親が安心して子育てができるよう環境を整えるために必要な子育て支援事業を示した計画です。

3. 期間

「次世代育成支援対策推進法」において市町村が定める行動計画の期間は、平成17年度より平成26年度までの10年間としています。本計画（後期計画）の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

4. 対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等の個人及び団体が対象となります。

なお、本計画において「子ども」とは、児童福祉法第4条第1項における「児童」とします。

5. 策定体制

本計画を策定するにあたっては、天塩町次世代育成支援行動計画策定委員会及び健康てしお21推進委員会等、関係機関が相互連携を図りながら、計画の策定を進めました。

(1) 天塩町次世代育成支援行動計画策定委員会

天塩町における次世代育成支援対策の推進を図る目的で、「次世代育成支援対策推進法」第21条第1項の規定に準じ、子育て支援に関係の深い機関や団体などから選出された委員により構成する組織です。

(2) 健康てしお21推進委員会

健康づくりの推進にあたり、総合的に調査、研究を行うため、「健康てしお21推進委員会設置要綱」に基づき、保健、福祉、医療の関係機関や団体の代表者などの町民で構成する既設の組織です。

(3) 天塩町役場内推進委員会

行政内部で支援内容を検討、明確化し、施策に反映させるため上記2つの委員会の下部組織として町の職員で構成する既設の組織です。



第2章 天塩町の人口推移

1. 人口の推移

天塩町の人口は、平成12年度で4,542人、平成21年9月末で3,646人となっています。人口は依然として減少傾向にあり、平成12年の人口と平成21年9月末日のを比較するとこの9ヵ年で896人の減少となっています。

2. 世帯の推移

天塩町の世帯（総世帯数）は、平成12年度で1,805世帯、平成21年9月末で1,633世帯となっており減少しています。

3. 平均世帯人員の推移

天塩町の平均世帯人員（＝総人口／総世帯数）は、平成12年度で2.52人、平成21年9月末で2.23人となっています。

平均世帯人員は依然として減少しており、この9ヵ年で0.29人の減少となっています。

表1 人口・世帯数

（単位：世帯、人）

区分	世帯数	男女別人口			平均世帯人員	備考
		男	女	計		
昭和 30年	1,725	5,186	4,833	10,019	5.81	国調
40年	1,970	5,009	4,484	9,493	4.81	〃
50年	1,849	3,215	3,294	6,509	3.52	〃
60年	1,823	2,869	2,823	5,692	3.12	〃
平成 7年	1,910	2,488	2,443	4,931	2.58	〃
12年	1,805	2,300	2,242	4,542	2.52	〃
17年	1,674	1,997	2,033	4,030	2.41	〃
21年	1,633	1,804	1,842	3,646	2.23	住基



4. 年齢構成

(1) 年少人口

年少人口（0歳～14歳）は、平成12年では653人であり、総人口の14.4%を占めています。また、平成17年では510人であり、総人口の12.7%、現在の平成21年9月末では442人であり、総人口の12.1%となっています。

(2) 生産年齢人口

生産年齢人口（15歳～64歳）は、平成12年では、2,860人であり、総人口の63.0%を占めています。また、平成21年9月末では2,181人であり、総人口の60.0%となっており減少傾向となっています。

(3) 高齢者人口

高齢者人口（65歳以上）は、平成12年では、1,029人であり、総人口の22.7%を占めており、平成21年9月末では1,023人、総人口の28.1%となっており、人口に占める高齢者人口の割合は年々高くなっています。

因みに高齢者人口が年少人口を上回るようになったのは、平成7年の頃からです。

表2 年齢3階層別人口の推移

(単位：人、%)

区分	総人口	0歳～14歳		15歳～64歳		65歳以上		備考
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
昭和 40年	9,493	2,738	28.8	6,234	65.7	521	5.5	〃
50年	6,509	1,543	23.7	4,429	68.0	537	8.3	〃
60年	5,692	1,186	20.9	3,741	65.7	765	13.4	〃
平成 7年	4,931	787	16.0	3,180	64.5	964	19.5	〃
12年	4,542	653	14.4	2,860	63.0	1,029	22.7	〃
17年	4,030	510	12.7	2,464	61.1	1,056	26.2	〃
21年	3,646	442	12.1	2,181	60.0	1,023	28.1	住基



5. 人口の将来動向

※¹ 国の人口推計ワークシートでは、天塩町の将来人口（新待機児童ゼロ作戦の目標年次人口・平成29年）を2,792人と推計しています。

その中で、14歳以下の年少人口は316人（11.3%）、15歳～64歳までの生産年齢人口は1,532人（54.9%）、65歳以上の高齢者人口は944人（33.8%）となることが想定されています。

※1 人口推計ワークシートでは、過去5年間の住民基本台帳等のデータを用い、自然現象化における人口の推移を算出しています。転入、転出等による増減は加味していませんので、実際の人口推移とは異なる場合があります。

表3 将来人口推計

(単位：人、%)

区 分	国 勢 調 査		住民基本台帳	平成29年	構成比		総合振興 計画	
	平成12年	平成17年	平成20年 12月末		平成20年	平成29年	平成30年 (※)	
総人口	4,542	4,030	3,721	2,792	100.0	100.0	3,300	
年齢別人口	年少人口 14歳以下	653	510	468	316	12.6	11.3	340
	生産年齢人口 15歳～64歳	2,860	2,464	2,233	1,532	60.0	54.9	1,740
	高齢者人口 65歳以上	1,029	1,056	1,020	944	27.4	33.8	1,220

※ 第6期天塩町総合振興計画における目標年次の年齢別人口



6. 子どもの将来人口

合計特殊出生率（一生の間に女性が子どもを生む数）は、天塩町では平成 20 年度で 2.05 人となっております。平成 19 年度の合計特殊出生率は 1.64 人ですので、比較すると 0.41 人増加していますが、国の人口推計ワークシートによって推計すると、0～5 歳児の推計人口に緩やかな減少傾向がみられ、平成 26 年には 1.48 人と予測されます。



第3章 実態調査による家庭等の動向及び現状と課題

1. 次代の親の育成

天塩町では一世帯あたりの子どもの数は第1子までの世帯は51世帯(41.8%)、第2子までいる世帯は44世帯(36.0%)、第3子までいる世帯は23世帯(18.9%)でした。前期行動計画策定アンケート調査(平成15年)においては、第1子までの世帯は45世帯(34.4%)、第2子までいる世帯は57世帯(43.5%)、第3子までいる世帯は28世帯(21.4%)でしたので、第1子までの世帯は7.4%増加し、第2子、第3子までいる世帯では併せて10.0%減となりました。

子どものいる家庭の減少や一世帯あたりの子どもの数が減少しているため、親同士の交流や子ども同士の交流が減少し、子どもが社会性を育む機会が少なくなってきました。家庭はもとより、社会全体で子どもの社会性を育み、子どもの健やかな成長を図ることが重要となってきました。

表4 一世帯あたりの子どもの数

(単位：人)

区 分	アンケート回答数 (%)		増減率
	平成15年	平成21年	
第1子まで	45 (34.4%)	51 (41.8%)	7.4%
第2子まで	57 (43.5%)	44 (36.0%)	-7.5%
第3子まで	28 (21.4%)	23 (18.9%)	-2.5%
第4子まで	0 (0.0%)	4 (3.3%)	3.3%
第5子まで	1 (0.7%)	0 (0.0%)	-0.7%
合 計	131 (100%)	122 (100%)	0.0%

2. 子どもの権利意識の醸成

子どもが差別なく、自分らしく成長することができる環境の下で育つ権利を、子どもがもともと持っているという自覚を社会全体で共有することが求められており継続した意識の啓発が必要であります。



3. 子どもが健やかに育つための教育環境づくり

次代を担う子どもが安心できる環境のもとで、子どもの発達段階に応じて、健やかに成長できるような教育環境づくりが求められています。

4. 地域における子育て

小さい子どものいる家庭は、育児に専念するあまり、地域との交流機会が少なく、子どもも母親も孤立する傾向があると言われていています。本町では、世代間交流事業や自然体験事業などの各種事業で、子どもが地域と関わりを持てる機会を提供してきました。近所の方への挨拶を「している」、「ときどきしている」が平成15年には「している」、「ときどきしている」を合わせて95.4%、平成21年には97.5%の高水準を維持していることに繋がっていると思われまます。

しかし、子育て家庭が町内会活動に参加している家庭は「参加している」、「ときどき参加している」を含め現在65.6%、平成15年72.5%ですから6.9%の減になっており、「ほとんど参加していない」が平成15年22.9%から平成21年30.3%ですから7.9%の増となっておりますので町内会活動への参加割合がこの6年間で減少していることとなります。

このことから、より地域が主体的に子育てに関わる仕組みをつくり、地域住民による地域全体での子育て意識の醸成、子育て活動の支援など、地域住民による子育て支援の人材づくりや住民同士の連携を図る必要があります。

また、子育て世帯と地域住民とが子育て情報を共有し、地域のコミュニティとして子育て活動を協力し合うなど、子どもを見守る仕組みを構築する必要もあります。

表5 町内会活動への参加

(単位：人)

区 分	回答数 (%)		増減率
	平成15年	平成21年	
参加している	38 (29.0%)	38 (31.2%)	2.2%
ときどき参加している	57 (43.5%)	42 (34.4%)	-9.1%
ほとんど参加していない	30 (22.9%)	37 (30.3%)	7.4%
どちらともいえない	6 (4.6%)	5 (4.1%)	-0.5%
合 計	131 (100%)	122 (100%)	0.0%

表6 近所の方の挨拶の有無

(単位：人)

区 分	回答数 (%)		増減率
	平成15年	平成21年	
している	100 (76.3%)	108 (88.5%)	12.2%
ときどきしている	25 (19.1%)	11 (9.0%)	-10.1%
ほとんどしていない	4 (3.1%)	3 (2.5%)	-0.6%
どちらともいえない	2 (1.5%)	0 (0.0%)	-1.5%
合 計	131 (100%)	122 (100%)	0.0%

5. 職業生活と家庭生活との両立

母親の就労状況をみると、平成15年では「フルタイム」と「パートタイム」を合わせ就労率52.0%でしたが、平成21年では60.3%となっており、8.7%の増加となっています。

このことは、「子育ては、企業を含めた社会全体で支えるもの」という意識の高まりや、経済状況の悪化などに対応するための共働き家庭が増加し、支援する環境の充実等が考えられます。

また、就労していない母親の就労の意思については、「子育てがある程度落ち着けば働きたい」と回答した人は、平成15年55.2%、平成21年は71.1%となっており15.9%の増加となっており、職業生活と家庭生活との両立するために子育てしながらも働くことのできる環境づくりや、働いていても子どもを安心して預けることのできる保育サービスの充実も求められています。

表7 母親の就労状況

(単位：人)

区 分	回答数 (%)		増減率
	平成15年	平成21年	
フルタイム	35 (28.0%)	36 (31.0%)	3.0%
パートタイム	30 (24.0%)	34 (29.3%)	5.3%
就労していない	60 (48.0%)	46 (39.7%)	-8.3%
合 計	125 (100%)	116 (100%)	0.0%

表8 就労していない母親の就労の意思

(単位：人)

区 分	回答数 (%)		増減率
	平成15年	平成21年	
子育てがある程度 落ち着けば働きたい	32 (55.2%)	32 (71.1%)	15.9%
保育サービスや周りの環境が 整っていれば働きたい	2 (3.4%)	4 (8.9%)	5.5%
自分に見合う 仕事があれば働きたい	7 (12.1%)	0 (0.0%)	-12.1%
その他の理由で 現在は働けない	7 (12.1%)	2 (4.4%)	-7.7%
就労希望はない	10 (17.2%)	7 (15.6%)	-1.6%
合 計	58 (100%)	45 (100%)	0.0%



6. 配慮が必要な家庭への支援

すべての子育て家庭が安心して子育てできるように、とりわけひとり親家庭や障害児のいる家庭について、その自立や障害児施策の充実が必要であるとともに、我が子への虐待やDV問題を憂慮し、これらの防止体制・ネットワークの充実が必要になります。

また、医療費などの子育てに関する経済的負担の軽減については、保育料や教育費などの負担部分と子ども手当や医療扶助などの支援部分との適正な均衡が求められています。

7. 母親の育児負担の軽減

「母親がゆっくりとした気分で過ごせる時間」が「ある」と回答した人は46.1%、「ときどきある」は47.9%、「ない」は6.0%となっています。

また、「育児に自信をもてないことの有無」については、「ある」「ときどきある」を合わせて71.1%の方が「ある」という結果になっております。

子育て中の母親は、身体的負担や経済的負担以外にも自信を持ってないまま子育てをしていることも多く、不安を抱えて育児をしています。また、子育てに追われ余裕をもてない母親がストレスを溜め込みやすくなっています。

本町では、子どもを家族や親族以外の人に預けてリフレッシュができるような施策として「^{*}2健やか親子21てしお応援団事業」を展開してきましたが、その他にも多種多様なニーズに合わせ育児相談、育児教室、サークル活動など子育て中の親を支援することが求められています。

※2 健やか親子21てしお応援団は、保護者が病気、冠婚葬祭、その他の理由で一時的に保育を必要としている子どもを預かる有償ボランティア団体です。

表9 母親がゆっくりとした気分で過ごせる時間

(単位：人)

区 分	回答数 (%)		増減率
	平成15年	平成21年	
ある	61 (48.8%)	54 (46.1%)	-2.7%
ときどきある	54 (43.2%)	56 (47.9%)	4.7%
ない	10 (8.0%)	7 (6.0%)	-2.0%
合 計	125 (100%)	117 (100%)	0.0%

表10 育児に自身をもてないことの有無

(単位：人)

区 分	回答数 (%)		増減率
	平成15年	平成21年	
ある	10 (7.9%)	11 (9.1%)	1.2%
ときどきある	77 (60.6%)	75 (62.0%)	1.4%
ない	40 (31.5%)	35 (28.9%)	-2.6%
合 計	127 (100%)	121 (100%)	0.0%

8. 母子の健康の確保

天塩町には産婦人科・小児科医師が不在であり、特に妊産婦にとっては緊急時の対応に不安を感じることが多くなります。また、子どもの通院も親の負担になっています。妊娠及び出産の安全性を確保するため、妊娠期から医療機関との連携を図る必要があります。また、乳幼児健診の質を高め、成長期に応じ継続した健診により病気や障害の早期発見を図るとともに、適切に専門機関の利用ができることも求められています。

9. 多様な保育サービスの提供

現在、就学前児童の5割の子どもが保育所（天塩保育所、雄信内へき地保育所）を利用しています。3歳以上の利用率は依然として高い状況にありますが、3歳未満の保育所利用率は平成15年度から平成21年度を比べると5.4%増加しています。3歳未満の保育所を利用していない理由は「子どもが小さいため」との回答が最も多く、労働対価に比べ保育料の占める割合が高いことも考えられます。現在、就学前の保育サービスを提供する場は、全ての家庭を対象とした天塩保育所や雄信内へき地保育所、子育て支援センターがありますが、保護者の就労形態の多様化、勤務時間の増加等に対応するための延長保育や子育て家庭の突発的な場面においても対応できる^{※3}一時預かり保育、^{※4}家庭的保育などの保育サービスの充実が求められています。

※3 一時預かり保育とは、保護者が病気、冠婚葬祭、その他の理由で一時的に保育を必要としている子どもを預かるサービスです。

※4 家庭的保育とは、町の認定を受けた保護者の居宅で行われる小規模の保育。保育をする保護者は居宅に専用の保育室を設け、職業として保育を行うサービスです。



表 11 保育所の利用（実績数）

（単位：人）

区 分	3歳未満		3歳以上		合計	
	H15年度	H21年度	H15年度	H21年度	H15年度	H21年度
天塩保育所	22 (25.6%)	27 (30.0%)	70 (70.0%)	57 (65.5%)	92 (49.4%)	84 (47.5%)
雄信内へき地保育所(※)	2 (2.3%)	3 (3.3%)	16 (16.0%)	8 (9.2%)	18 (9.7%)	11 (6.2%)
どちらも利用していない	62 (72.1%)	60 (66.7%)	14 (14.0%)	22 (25.3%)	76 (40.9%)	82 (46.3%)
合 計	86 (100%)	90 (100%)	100 (100%)	87 (100%)	186 (100%)	177 (100%)

※ 雄信内へき地保育所の受け入れは2歳児から

表 12 保育所を利用していない理由

（単位：人）

区 分	回答数 (%)		
	3歳未満	3歳以上	合計
必要がない	10 (27.0%)	0 (0.0%)	10 (22.7%)
祖父母等の親戚に 預けている	4 (10.8%)	1 (14.3%)	5 (11.4%)
知人・友人に 預けている	0 (0.0%)	1 (14.3%)	1 (2.3%)
経済的な理由で 利用できない	4 (10.8%)	2 (28.5%)	6 (13.6%)
内容の納得のできる 保育サービスではない	1 (2.7%)	1 (14.3%)	2 (4.5%)
子どもが小さいため	16 (43.3%)	1 (14.3%)	17 (38.6%)
その他	2 (5.4%)	1 (14.3%)	3 (6.9%)
合 計	37 (100%)	7 (100%)	44 (100%)



第4章 計画の基本理念

1. 基本理念

親子が心身ともにいきいきと生活し、子育てが楽しいと感じられるよう社会全体が協働して子どもを生み育てることが喜びとなるまちづくりを目指します。

子どもが元気に豊かな心をもって育ち、育児期の父母が安心して子育てするために必要な条件を整備し、自分らしい子育てができる環境、地域社会づくりを目指します。

そこで、本計画の基本理念は、当初（前期）計画の理念を今後も継承することとし、次のように定めます。

「元気な体と豊かな心をもった子どもたちが育つまち」

2. 基本視点

次代を担う子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくることは、少子化が進行している天塩町の将来にとって極めて重要であることから、子育て支援を重要課題として捉え、次の視点に立って施策を進めます。

(1) すくすく育つ・育てる思いやりのある環境づくり

子育ての基本である親子の健康を増進し、親が心身ともにゆとりをもって、子育てができる環境づくりを進めていきます。

(2) いきいき育つ・心豊かなコミュニティづくり

家庭、行政、地域、企業などがそれぞれの役割を担いながら、社会全体で支える視点に立った取り組みを進めていきます。

(3) のびのび育つ・育てる安らぎのある家庭づくり

子どもの主体性や自主性を重視し、子どもの利益が最大限尊重される子どもの健全育成のための取り組みを進めます。



3. 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、基本的な3つの視点をもとに次の4つの目標を掲げ、総合的に施策を展開します。

(1) 子どもや子育てに関する意識啓発

子どもが持つ権利が最大限に尊重される社会の実現と、子どもの事故防止、被害防止等の推進、思春期の子どもたちの健全な発達など、子どもが安心して生活できるまちを目指します。また、調和のとれた人格として成長するように学校をはじめ家庭や地域等の教育環境の整備を目指します。

(2) 家庭における子育て支援

妊娠から出産、子どもの病気への対応まで医療や相談機能の充実を図り、多様な事態に対応可能な安心できる体制を目指します。また、親と子が心身ともにゆとりを持って子育てができるように、子育て情報の提供や育児相談の充実など、子育てに関わる親のストレス軽減に努めます。

(3) 子育てと仕事の両立支援

子どもを育てる親が、仕事と家庭生活を両立するための環境整備として、男女が協力して子どもを育てられる雇用環境の整備を、企業と連携しながら育児休業制度や雇用制度の普及・定着、再就職にあたっての支援の充実へ努めます。

また、親の就労のために昼間保護者のいない子どもの健全育成を図るため保育サービス、放課後児童保育事業の充実、人材の育成・確保・資質の向上を目指します。

(4) 子どもが健やかに育つことのできる環境の整備

子どもや親の身近な生活の場である地域で、子どもを温かく見守り、育てていくことができるよう、子育て経験者、専門家、地域住民等による子育て支援のネットワークづくりを目指します。また、地域活動や関係機関との協力により、子どもの周囲の安全環境づくりや、子どもを見守る仕組みづくりを行うとともに子育てに関する知識と情報の共有に努めます。



第5章 理念実現に向けての計画内容

1. 「子どもや子育てに関する意識啓発」に向けて

(1) 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築き子どもを生み育てるという大切さについて、子どもの時から十分理解することが必要であるとともに、兄弟姉妹の減少等によって乳幼児とのふれあいの経験がないままに親となる人が増加してきていることからふれあい体験事業を通して、次代の親の育成に努めます。

(2) 「家庭の日」の普及

北海道では、生活や仕事に追われ、家族での団らんの少ない方々等が、親子のふれあいを取り戻し、楽しく過ごす機会として、毎月第3日曜日を「道民家庭の日」としています。天塩町でも普及に努め、家庭に対する意識を促進します。

(3) 「子どもの権利条約」の普及

人権擁護委員と児童委員との協力関係を密にし、一層の人権擁護を推進するとともに、町広報誌への掲載、パンフレット・リーフレットの作成などにより、「子どもの権利条約」の趣旨・内容の普及に努めます。

(4) 児童虐待の防止

児童に対する虐待を防止するために、子育てに悩みをもつ保護者への相談体制の強化や保健活動を通じて未然に防止するとともに、要保護児童対策地域協議会のネットワークを密にし虐待の早期発見、問題解決に努めます。

(5) 町民等への広報・啓発

町ぐるみ・地域ぐるみの子育ての必要性など、広報やインターネット等を通じて啓発を図るとともに、子育て環境づくりをテーマにした町民の自主的・自発的な取り組みを支援促進します。



2. 「家庭における子育て支援」に向けて

(1) 子育て支援センターの機能

地域における近所つきあいの衰退や育児情報の氾濫、相談相手がいないなどの理由により子育て中の親が一人で多くの不安を抱え込むことが、育児ストレスや子どもへの虐待の原因となることがあります。そのため、地域子育て支援センターでの相談の場等の各種相談体制の充実を図ります。

(2) 各相談機関の連携

相談を速やかなサービス提供に結びつけるとともに、相談内容を社会的な問題として新たな取り組みに発展させるために、子どもや相談者のプライバシーに配慮しながら、相談担当者・児童相談所・その他相談機関の相互交流・情報交換の場づくりなどによる連携強化を促進します。

(3) 子育ての情報提供

保育サービス、講座・講演会、地域イベント、地域活動など子どもに関わる情報を広報紙、ホームページ、子育て支援センターだよりや子育てマップなど情報の充実を図ります。

(4) 親子の健康の確保

安心して子育てできるような支援体制を今後も充実させるとともに、子どもの発達を促すため、妊産婦や乳幼児のための各種健康診査や親子の健康指導等の活動を推進します。

また、健康の基礎である食についても、幼児期から将来子育てする場合においても大きな影響が考えられることから、健康的な食習慣を身につけることが重要であるため、保育所、学校や子育てに関する関係機関・団体等と連携し、給食や指導等を通して食の大切さの啓発を推進します。

(5) 援助の必要な家庭への支援

ひとり親世帯は、母子家庭では経済状況において、父子家庭は日常生活において、育児が困難な状況が多く見られるため、ひとり親世帯に向けた就業支援や相談体制の充実を図ります。

また、ノーマライゼーションの考え方にしたがって、障害をもつ子ども本人の自立と社会参加に向けての支援体制やその両親の肉体的・精神的負担を軽減し、ケアが必要となる家庭のため、巡回児童相談事業や児童デイサービス事業をはじめとする各種支援体制の充実を図ります。



(6) 親の休息の確保

子育ては24時間、年中休みがなく、特に乳幼児期の母親などは授乳等により十分な睡眠を確保することも難しい状態にあります。また、専業主婦は就労している母親よりも子どもと母親の2人だけの時間を過ごすことになり、ストレスが高いとも言われています。親の子育てストレスを軽減するために、親の休息確保を図る一時預かり保育事業の実施促進に努めます。

3. 「子育てと仕事の両立支援」に向けて

(1) 雇用環境の整備

男女が家庭や地域、職場とのバランスが取れた生活を実現するため、長時間労働の抑制や年次休暇の取得促進など町民全体の意識啓発と労働環境の整備を図ります。また、女性の社会参画促進のため各種活動の推進と子育て女性のための就業機会の確保に努めます。

(2) 保育サービス等の充実

近年、保育所の利用が増加し親の就労状態等の変化により保育サービスも多様な内容が求められています。良質な保育サービスを提供するため、保育士等の研修機会の確保など資質の向上が求められており、また関係する機関との連携を図るとともに既存の社会資源を活用しながら、ニーズに合わせた保育サービスの充実を図ります。

(3) 放課後児童保育事業の充実

共働き等により保護者が留守となる家庭の子ども達のために、専任の指導員が遊びや生活の指導を通して児童の健全育成に努め、放課後児童保育事業の充実に努めます。



4. 「子どもが健やかに育つことのできる環境づくり」に向けて

(1) 公共施設の活用、整備

アンケートの自由回答の中には、「公園等の設備の充実を希望する。」といった回答が寄せられています。子どもの外遊びや家族のレクリエーション、地域のコミュニティ活動の場として、既存の公園等の整備を図り、雨天や冬季でも活動できる場として、スポーツセンター・図書室・歴史資料館などの公共施設の利用促進に努めます。

また、老人福祉センターで、高齢者のコミュニティ施設として活用されておりますが、高齢者の豊かな社会経験や知識を次世代に伝えるための交流を図ります。

(2) 自然資源の活用

動植物の観察、植物の栽培など体験学習の充実を図るとともに子どもの生活体験を豊かにするため、自然に親しむ心、自然を守る心を育て、本町の自然資源を有効に活用するため環境の保全に努めます。

(3) 子ども会の活性化

子ども会は、少子化により衰退化し活動する場や機会も限られています。町内会単位や世代の枠組みを越えた交流の場として、子ども会の活性化を図るとともに、子どもが地域の一員として、スポーツ活動や地域文化活動などのコミュニティ活動に参加する機会を充実します。

(4) 育児サークルの育成

親子同士が相互に交流しながら、地域の子育て問題をともに考えていく育児サークルの育成を図るとともに活動を支援します。

(5) 子育てボランティアや団体の育成、支援

高齢化社会を迎え、地域には元気な高齢者が多く住んでおり、その豊かな人生経験を社会に還元したいと望んでいる人もいます。その中には、子育ての経験を生かし、子育て家庭の支援を考えている人もいますが、活用方法を見出せず、十分に生かされていません。そこで、地域のもつ潜在的な子育てに関する活動や子育てネットワークづくりを支援し、相談や活動の場の確保のため、従来からあった健やか親子21てしお応援団についても支援促進します。



第6章 目標事業量の設定

1. 目標事業量の設定にあたって

後期計画においては、国の策定指針に示された参酌すべき標準を踏まえ、以下のサービスについて目標事業量を見込むこととされています。目標事業量の設定にあたっては、ニーズ調査などにより把握した各事業の需要に基づき、新待機児童ゼロ作戦（平成20年7月27日厚生労働省策定）の目標年次である平成29年度に達成されるべき目標事業量（以下「平成29年度目標事業量」という。）を設定しました。その上で、後期計画期間（平成22年度から平成26年度まで）の目標事業量については、当該平成29年度目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤を踏まえて定めたものを記載していきます。

2. 児童人口の推計

国の人口推計ワークシートによると天塩町の総人口は年々減少し、平成29年4月には2,792人になると推計されます。また、児童人口（18歳未満）も総人口に伴って減少し続け、平成29年4月には375人になります。総人口に占める児童人口の割合は、平成21年4月の15.2%から平成29年4月の13.4%と1.8%の減少が予想されます。

表13 児童人口の推計

(単位：人、%)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
児童人口	558	540	513	491	471	452	422	393	375
総人口	3,669	3,559	3,454	3,346	3,222	3,111	2,992	2,911	2,792
対総人口比	15.2	15.2	14.9	14.7	14.6	14.5	14.1	13.5	13.4

表14 0～5歳児の推計人口

(単位：人)

目標年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成21年度	34	29	27	32	26	29	177
平成22年度	30	30	32	33	25	29	179
平成26年度	22	20	23	28	26	29	148
平成29年度	17	17	18	21	19	21	113



3. 目標事業量一覧表

平成26年度、平成29年度の目標事業量を以下のとおり設定します。

内 容		現 状 (平成21年度)	目標事業量 (平成26年度)	目標事業量 (平成29年度)
認可保育所 (天塩保育所)	人 数			
	0～2歳児	27	20	16
	3～5歳児	57	54	40
	合 計	84	74	56
へき地保育所 (雄信内へき地保育所)	人 数	11	8	6
家庭的保育事業	か所数	0	1	1
延長保育事業	か所数	0	1	1
地域子育て支援拠点事業 (天塩町子育て支援センター)	か所数	1	1	1
一時預かり事業	か所数	0	1	1
放課後児童健全育成事業 (こがら児童クラブ)	人 数	40	35	35
健やか親子21 てしお応援団	か所数	1	1	1



次世代育成支援対策行動計画（後期）に関する主要事業について

事業名	事業内容
母子手帳の交付	母子手帳は、妊娠期から就学前までの母子の健康状態を把握する手がかりとなります。妊娠期を快適・健やかに過ごし、安全な出産を迎えられるよう心身状況を把握するとともに、安定して妊娠期から育児期に移行できるよう各人にあった支援につなげます。
赤ちゃんふれあい体験事業 （学校との協働事業）	思春期の子ども達が、赤ちゃんやその親とのふれあいを通して、生命の大切さ・尊さを学び、思いやりの心を育むとともに、子どもを育てる親の役割や子育ての意識を高められるよう支援します。
幼児ふれあい体験事業 （学校との協働事業）	幼児とのふれあいを通して、思いやりの心や相手の気持ちを考えて接する等の意識を高められるよう支援します。
世代間交流事業	高齢者が長年培ってきた知恵や知識を行事などを通じて次世代に伝えるとともに、地域の伝統や文化に親しみ、また世代を越えたコミュニケーションの場として事業を推進します。
青少年健全育成	学校、子ども会、PTA、スポーツ少年団、行政との連携を図り、地域の青少年の健全育成を推進します。
「家庭の日」の普及	週休2日制が進む中で「家庭の日」の普及に努め、家庭に対する意識啓発を促進します。
「子どもの権利条約」の普及	人権擁護委員と児童委員との協力関係を密にし、一層の人権擁護を推進するとともに、町広報誌への掲載、パンフレット・リーフレットの作成などにより、「子どもの権利条約」の趣旨・内容の普及に努めます。
町民等への広報・啓発活動	町ぐるみ、地域ぐるみの子育ての必要性など、広報やインターネット等を通じて啓発を図るとともに、子育て環境づくりをテーマにした町民の自主的・自発的な取り組みを支援促進します。
子育てマップの作成	地域の遊び場や公園、自然、飲食店、子育て支援情報を委員との協働により地図を作成する。また、計画的に更新し各子育て家庭に配布します。
地域子育て支援センター事業	子育て家庭の不安や悩みについて相談を受け適切な指導を行うとともに、育児講座の開催、保護者同士の交流の場や子育て支援情報の提供など地域に密着した子育て支援の拠点として事業を推進します。
つどいの広場事業 【愛・愛くらぶ】	子育て中の親が、同じ悩みや不安を話し合い、子育てアドバイザーに相談し、育児ストレスの解消や子育て情報を入手する場などを提供します。
子育て相談員の配置	核家族化が進み、家庭での子育て機能の低下がみられる中、子育てに不安や悩みを持つ人が気軽に相談でき、指導を受けられるよう、子育てに関し豊富な経験を持つ人を子育て相談員として配置することを検討します。
各相談担当者の研修	相談内容の多様化、複雑化に対応し、相談者のニーズに対応した的確なアドバイスが提供できるよう相談担当者の研修を充実します。

次世代育成支援対策行動計画（後期）に関する主要事業について

事業名	事業内容
各相談機関の連携	相談を速やかなサービス提供に結びつけるとともに、相談内容を社会的な問題として新たな取り組みに発展させるために、子どもや相談者のプライバシーに配慮しながら、相談担当者・児童相談所・その他相談機関の相互交流・情報交換の場づくりなどによる連携の強化を促進します。
妊婦相談	安定した妊娠期を送れるよう心身や生活などの相談に応じ、不安の軽減を図ります。
育児相談	子育ての全期間を通して、必要な知識の提供や育児不安の解消を図り、親子が健やかに安心して生活できるよう来所または電話での相談を行っています。
民生委員・児童委員制度の周知	母子健康手帳などに記載し、主任児童委員・児童委員（民生委員）が地域の身近な相談者として様々な相談に応じることを周知し、孤立しないように努めます。
育児教室の開催 【のびのび育ゾ！くらぶ】	子育てに関する知識を深めるとともに、情報交換や相談により妊婦・育児期における不安の軽減と育児仲間を作るとともに、子どもの健やかな成長を促す生活習慣や関わり方について、理解し獲得できるよう支援します。
子育て情報提供	子育てサービス、講座・講演会、地域イベント、地域活動など子どもに関わる情報を「広報てしお」や「子育て情報誌」の活用により、情報提供の充実を図ります。また、電話やインターネットによる子育て情報の提供の充実に努めます。
子育て情報コーナー	地域子育て支援センターなどに、常時子育てに関する幅広い情報を提供する子育て情報コーナーの設置を検討します。
子育てガイドブックの作成	保健・医療・福祉各分野の子育て支援施策、子どもや子育てに関わる施設や育児サークルなど住民活動の紹介などを盛り込んだ子育てガイドブックを作成し、子育てに関する情報の提供を図ります。
妊婦訪問	妊娠・分娩に関する知識を持ち、安定した妊娠期を送ることができるよう訪問指導を行います。また、妊娠を通して子どもを産み育てていく親の役割を意識し、望ましい生活習慣を確立できるよう支援します。
新生児・産婦訪問	母子の健やかな健康を維持できるよう支援を行います。また、子育てに関し必要な知識を提供し、育児不安やストレスを軽減するとともに、安心して子育てができるよう支援します。
乳幼児訪問	子どもの発育発達や生活環境を踏まえ、子どもが健やかに成長し、親が安心して子育てができるよう具体的なアドバイスや指導等を行います。

次世代育成支援対策行動計画（後期）に関する主要事業について

事業名	事業内容
妊婦一般健康診査 超音波検査	妊娠期を健康に過ごし、安全な分娩と健康な子どもの出産につながるよう支援します。
乳児健診	乳児の発育発達を観察し、以上の早期発見に努めるとともに、親の育児不安を軽減・解消できるよう支援を行います。
1歳6ヶ月児健診	幼児初期における心身の障害の早期発見・生活習慣の自立・虫歯予防・栄養及び育児に関する指導を行い健康増進のための支援を行います。
3歳児健診	資格・聴覚・運動発達などの心身の障害、その他疾患及び以上を早期発見し適切な指導を行います。また、幼児期の生活習慣の確立・虫歯予防・栄養及び育児に関する指導を行い健康増進のための支援を行います。
5歳児健診	3歳児以降の成長発達状況の把握と乳幼児期から学童期にかけて一貫した関わりができることを目的としています。年齢に応じた発育発達・生活習慣の状況を把握し、子育てに関する相談を受けるとともに、子どもの健やかな成長発達を支援します。
先天性股関節脱臼検診	疾病の早期発見により、早期治療に結びつけます。
予防接種	予防接種法に基づき、乳幼児・学童の幹線予防のため必要な予防接種を正しく、速やかに受けられるよう支援します。
フッ素塗布	歯面の、う歯抵抗性を高め、虫歯を予防するとともに歯科に対する意識の向上を図ります。
健康的な生活習慣の確立	小児期から生活習慣病の予防のために、学校、医療機関などとの連携を図り、健康的な生活習慣の確立を促す啓発などを行います。
保健・福祉・医療情報システム	社会環境の変化に対応し、地域に生活する人々の視点に立った保健・福祉・医療情報システムの導入と活用に努めます。
医療体制の整備	子育てに安心感を与える地域医療体制の充実に努めます。
交通安全・生活安全の充実	子どもが被害に遭わないよう、交通安全・生活安全上の対策を図るとともに、家庭や地域でも交通安全・生活安全教育に取り組むよう意識啓発を促進します。
子どもに配慮した防災対策	子どもや高齢者、障害者などに配慮した対策を充実するとともに、避難訓練の徹底を行うなど、子どもに配慮した防災対策に努めます。
国際友好交流	小学生・中学生・高校生を姉妹都市（アメリカ・アラソカ州・ホーマー市）に研修、派遣することにより、異文化の人々との交流を促進し、国際的視野を持った人間形成に努めます。
ボランティア活動	地域との交流を深め、郷土愛を持つよう、学校、地域等が中心となるボランティア活動を促進します。

次世代育成支援対策行動計画（後期）に関する主要事業について

事業名	事業内容
スポーツ少年団活動	健康な身体づくり、スポーツを通して子ども同士の交流を促進するために、スポーツ少年団の活動を支援します。指導員研修会、講習会の充実など、指導者の確保と資質の向上を図ります。
各種スポーツ事業	休日を友好に勝つようすることと、子どもたちの豊かな体験や、親子のふれあいの一機会として各種スポーツ・レクリエーション行事の実施を検討します。
地域コミュニティ活動	学校週5日制を活用し、児童・生徒が地域の一員として、環境美化、福祉活動、自然保護、地域文化活動など、コミュニティ活動に参加する機会を充実します。
訪問療育相談	乳幼児検診等により精神面・言語面の発達、親子関係などで支援の必要な対象者に家庭訪問・保育所訪問により子どもの発達の観察や個別支援を行います。
巡回児童相談事業	心身の発達に遅れのある幼児・児童、子育てに悩みを抱えている保護者を対象とし、児童相談所の職員が相談・判定を行います。
移動療育センター (母子通園センター支援事業)	心身の発達など遅れのある幼児・児童、子育てに悩みを抱えている保護者を対象とし、児童相談所の職員が相談・判定を行います。
施設支援事業による療育指導 (母子通園センター支援事業)	心身の発達など遅れのある乳幼児を対象とし、医師・理学療法士などスタッフが発達状況を専門的な目で捉え、保護者に対し療育のあり方を助言・支援します。
巡回相談事業 (特殊教育センター事業)	障害等のある乳幼児・児童生徒の就学先や進路などについて相談・助言が受けられます。
発達支援センター事業 (つくしんぼ教室)	親子のふれあいを深め、子どもの心と身体の発達を促すことを目的に、子どもとの関わり方について療育保育士が遊びを通じて指導します。
療育部会	療育が必要な子どもを早期発見し、一貫した指導ができるよう、関係者が連携して療育体制づくりを行っていきます。
身体障害児補装具の助成	身体障害児の日常生活の自立を促進するため、その機能を助ける補装具の交付・調整を促進します。
身体障害児日常生活用具給付	在宅の重度身体障害児の日常生活の質の向上を図るために、日常生活用具給付等事業を促進します。
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の各種相談、助言等を行う民政委員会を活発化し母子家庭相談の機会拡充を図ります。
安定就労支援	公共職業安定所や関係機関と連携し、安定的な就労を支援します。
公営住宅入居への配慮	ひとり親家庭で住宅に困っている世帯には、公営住宅への入居者選考委員会で困窮の配慮を要請します。

次世代育成支援対策行動計画（後期）に関する主要事業について

事業名	事業内容
母子福祉資金貸付制度	母子家庭の経済基盤の安定への支援として、生活に必要な資金の貸付を行います。
父子家庭への支援	父子家庭に対する適切な支援と必要なサービスを地域ケア会議で調整して提供します。
ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭等に対する医療費助成を行うことにより、児童の疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、経済的負担を軽減します。
一時預かり保育事業 家庭的保育事業	保護者の勤務形態や育児疲れの解消等の私的な理由などにより一時的に子どもを保育するとともに、保護者の心身の負担を軽減します。
子育てに配慮した職場環境づくり	家庭での家庭のふれあいを促進するため、関係機関と連携し、事業所に対して、子育てに配慮した職場環境づくりの啓発を促進します。
男女共同参画社会の推進	女性団体と連携を図りながらシンポジウムや父親学級などを定期的で開催し、趣旨の徹底を図ります。中高生や青年に対しても家事・育児体験の機会を提供し、年代別に共同参画意識の高揚と実践プログラムを推進します。
育児休業制度の普及・定着	育児休業制度について、制度の周知等を図るとともに、事業主の意識啓発等により、仕事と育児が両立できるような様々な制度と職場環境を持つ企業の普及を促進します。
労働形態の配慮	子育て期の短縮時間勤務、フレックスタイム制度、再就職制度の導入などの啓発を進めます。
再就職の相談・情報提供	出産や育児などにより退職した女性の再就職を支援するため、関係機関と連携し、相談や情報提供・各種支援に努めます。
保育施設・設備の充実	保育需要の動向に留意しながら多様なニーズに応じ、利用しやすいサービスを提供する為に必要な施設・設備の整備・改修を推進します。
教育・保育内容の充実	発達状況に応じて、集団生活の中で生活体験・自然体験・社会体験などを充分取り入れた保育を推進するとともに、職員の資質向上を図るために、職員研修の充実を促進します。
延長保育	保護者の就労形態の多様化による早朝や夕方の保育ニーズに対応するため、延長保育を検討します。
短期保護 (ショートステイ)	保護者の疾病、仕事などにより、児童の養育が一時的に困難になった家庭の児童を児童養護施設で原則7日間以内保護する、短期保護(ショートステイ)制度の利用の促進を図ります。しかし、該当施設がないため、これらの緊急時に対応する住民支援活動を推進します。
障害児保育	ノーマライゼーションの考え方にに基づき、障害児と健常児の混合保育を受け入れます。
保育所と小学校の連携	保育所と学校教育の一貫性を確保するために、入学時の情報交換や交流の場づくりに努めます。

次世代育成支援対策行動計画（後期）に関する主要事業について

3. 「子育てと仕事の両立支援に向けて」

事業名	事業内容
幼保一元化	保護者からは幼児教育・保育の双方の内容が求められています。教育・保育内容について検討します。
保育所の開放	児童施設として、子育て中の保護者に施設を開放し交流の場を提供するなど、地域に開かれた保育所づくりに努めます。
保育料の適正化	多子世帯の保育料負担のあり方等を含め、保育料の軽減について、公平で公正な負担方策の検討を進め、適正化に努めます。
放課後児童対策事業 （こがら児童クラブ）	保護者が昼間家庭にいない小学校4年生までの児童を授業終了後に遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。
児童センターの設置	週休2日制の完全実施への対応と、安全な遊びスペースや、遊び方の指導など最近の課題解決の場として設置が強く求められていますので、多様な方法で検討します。
公園・広場の整備	子どもたちの外遊びや家族のレクリエーション、地域のコミュニティ活動の場として、地域の特性に合わせて身近な公園・緑地・広場の整備を進めるとともに、既存の公園の整備、遊具の改修を図ります。
公共施設の活用	スポーツセンター・図書室・歴史資料館などの利用がしやすい方法を検討します。
図書室の利用促進活動	児童書の充実、幼児・児童に対する読み聞かせの開催など、子どもの図書室の利用を促進し、読書の楽しさを子どもに伝えます。
学校施設の地域開放	体育館・グラウンドのスポーツ少年団活動への開放を促進し、また、子ども会活動に対しても一層の利用を促進します。
自然体験事業	自然に親しむ心、環境を保全する意識づくりを目指して、動植物の観察、植物の栽培、自然環境の調査など、地域の自然資源を対象にした、体験学習の取り組みを進めます。
各種レクリエーション事業	休日を有効に活用することと、子どもたちの豊かな経験や親子のふれあいの一機会として、各種レクリエーション行事の実施を検討します。
子ども会の活性化	地域での年齢を越えた交流活動の場として、子ども会活動の活性化を図ります。
子どもの活動の場の確保	雨天や冬季でもいきいき活動できる場として学校施設の地域開放、中央町民会館・図書室・スポーツセンターなどの公共施設の利用促進など、子どもの活動の場の確保に努めます。
健やか親子21てしお応援団事業	保護者の疾病や仕事などにより、児童の養育が一時的に困難になった家庭の児童を保護し、緊急時に対応する住民支援活動を推進します。

次世代育成支援対策行動計画（後期）に関する主要事業について

事業名	事業内容
要保護児童対策地域協議会	児童に対する虐待防止や支援を要する子どもへの対応など構成機関や関係機関と連携し、子どもを守るためのネットワークとして問題解決に努めます。
どさんこ・子育て特典制度の普及促進	北海道が推奨している特典制度です。道内の遊園地やテーマパーク、温泉、飲食店など子育て応援店からの割引サービスが受けられます。天塩町も加入しており町内加入店の促進を図ります。
乳幼児等医療費助成制度	乳幼児等に医療費の助成を行い、疾病の早期発見と早期治療を促進することにより、健やかな育成を図ります。また、助成対象の拡充についても検討します。